

2004
年度

まい・へるす

No. 17 2005年3月22日
日本アイ・ビー・エム健康保険組合
(健保HP <http://www.ibmjapankenpo.jp/>)

全被保険者・被扶養者の皆様へ

(公告第413号)

個人情報保護への 取り組みについて

平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」が成立し、平成17年4月から企業や健康保険組合（以下「健保組合」という。）の個人情報の取り扱いに関する義務が課せられるようになります。

日本アイ・ビー・エム健保組合（以下「当組合」という。）では、個人情報の保護について以下のような考えのもと、取り組みをすすめていくことをお知らせいたします。

健保組合は、健康保険法が定める目的「労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」に沿って事業を行っています。また、健康保険法では、「保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とも規定されております。

このように当組合は、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）の病気やケガの治療費をみるだけでなく、お産や死亡した時の費用も補助し、病気やケガ、出産のため一時的に収入がなくなった場合には生活費への補助をします。さらに、加入者の健康の保持増進のために健康教育、健康相談、健康診査など必要な事業も行っております。

加入者の個人情報は、当組合が以上のような事業を行い、加入者に対しサービスを提供していくためにはなくてはならないものであり、その情報を安全に保管し、取り扱うことを最大の課題と認識し、事業活動に関わる全役職員及び関係者に徹底していきます。また、当組合では、以下に掲げた事項を常に念頭に置き、加入者などの個人情報保護に万全を尽くしていくことに努めていきます。

個人情報保護に関する基本方針 (プライバシーポリシー)

当組合は、加入者の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号などのほか、適用関係情報（資格の得喪、標準報酬情報等）、現金給付関係情報（埋葬・分娩、出産・傷病手当金等、一部負担還元金・付加給付を含む）、レセプト関係情報（医療費、受診・治療情報等）、健康診査関係情報（健診データ等）、健康管理に関する情報（保健施設利用情報、組合行事関連情報）などの個人情報（特定の個人を識別できる情報）について、以下の方針で取り扱います。

個人情報の管理

- (1)個人情報の保護に関する当組合の「個人情報保護管理規程」を制定するとともに、個人情報保護法及び関係する法令等を遵守します。
- (2)当組合は、個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対する問い合わせ並びに開示、訂正、削除を求められたときは、健康保険法等の法令並びに個人情報保護管理規程等に従い、対応いたします。
- (3)次のような適正な管理を行うことで、常に個人情報の保護に努めます。
 - ①個人情報保護管理責任者の選任による責任の所在の明確化
 - ②個人情報の漏えい、破壊、紛失、改ざん、誤用等を防止するための厳重なセキュリティー対策の実施
 - ③安全な環境下で管理するための個人情報データベースへのアクセス制限の実施
 - ④個人情報の保護についての職員教育の徹底
- (4)当組合は個人情報の収集にあたり、健康保険法等の法令等で収集が義務付けられている場合を除き、加入者に対し、収集目的を明らかにし、収集した個人情報は、利用目的の範囲のみで使用し、利用目的を遂行するために業務を委託する場合を除き、第三者に提供はいたしません。
- (5)利用目的遂行のために業務を委託する場合、個人情報の取り扱いに関する委託先の適正な管理及び監督を行います。
- (6)当組合は、当組合の個人情報データベースに保管されている加入者の個人情報をできる限り正確、完全、最新に保つために、加入者からの請求により、速やかに訂正等を行います。
- (7)個人情報の取り扱い及び管理についてのお問い合わせは、下記記載の当組合の窓口で受け付けます。

窓口：日本アイ・ビー・エム健康保険組合（個人情報取扱責任者：常務理事）

TEL. 03-5614-6441 / FAX. 03-5614-6444

当健保組合ホームページURL：<http://www.ibmjapankenpo.jp/> “声の窓口” から

- (8)本基本方針及び個人情報保護管理規程等は、法令等の制定改廃や情勢の変化により、適宜変更します。

平成17年4月1日より「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が全面施行となります。当健保組合においても、保有個人情報及び今後取得する個人情報の取扱いには万全の対策と措置をとることとしています。平成16年12月27日付け厚生労働省保険局長通達「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」（保発第1227001号）に基づき、当健保組合が取扱う個人情報に関して、その利用目的と第三者提供及び当健保組合が業務遂行のために保有する個人情報について以下のとおりお知らせします。

当該通知に対するご相談・受付処理窓口は、当健保組合のホームページ（<http://www.ibmjapankenpo.jp/>）の“声の窓口”とします。ホームページをご使用になれない方は、書面により当健保組合常務理事宛送付ください。

〔1〕個人情報の利用目的

当健保組合は、保有する被保険者・被扶養者に関する個人情報の取扱いについて厳重な管理を行い、健康保険法等で定められた適用業務（資格の取得・喪失等）、保険給付関係業務及び保健事業を円滑かつ正確に遂行するために、個人情報保護法の規定に従い、その利用目的を以下のとおり定めております。

法第15条第1項において、個人情報の利用目的の特定が義務づけられており、同法第16条第1項において、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとされています。

（*）健保組合の内部での利用に係わる事例 （**）他の事業者への情報提供を伴う事例

1. 保険料の徴収等に必要な利用目的

- ・被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の把握（*）
- ・健康保険料の徴収（*）
- ・被扶養者の認定（*）
- ・健康保険被保険者証等の発行（*）
- ・被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託（**）

2. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

- ・保険給付及び付加給付の実施（*）
- ・高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払い（**）
- ・海外療養費に係わる翻訳のための外部委託（**）
- ・第三者行為に係わる損害保険会社等への求償（**）
- ・健康保険組合連合会の高額医療給付の共同事業（交付金交付事業に関する申請）（**）

3. 保健事業に必要な利用目的

- ・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談（*）
- ・高額医療費・出産費に係わる資金貸付事業の実施（*）
- ・医療機関への健診の委託（**）
- ・健康増進施設（保養所等）の運営の委託（**）
- ・被保険者等への医療費通知（**）
- ・保健事業の事業実施に係わる委託（**）

4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的

- ・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査（誤請求／不正請求の防止等）（*）
- ・レセプトデータの内容点検・審査の委託（**）
- ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託（**）

5. 健保組合の運営の安定化に必要な利用目的

- ・医療費分析・疾病分析（*）
- ・医療費分析及び医療費通知に係わるデータ処理等の外部委託（**）

6. その他

- ・健保組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料（*）
- ・健保組合の管理運営業務に係わる記録資料（*）
- ・適正な経理事務の執行（*）
- ・被保険者等に関する健保組合等の間での異動に係わる適正処理のための照会又は回答（**）
- ・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への内容等の確認又は届出等（**）
- ・被保険者等への機関紙、雑誌等の自宅宛配布（*）（**）

なお、同法第16条第3項において、「①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当する場合には、個人情報の取扱いに関する制限の適用外とされています。

〔2〕個人情報の第三者提供

前述の厚生労働省ガイドラインに基づき、当健保組合に該当する内容について次のとおりお知らせいたします。なお、被保険者等にとって利益となるものや医療費通知などの現行通知方法を変更することにより、事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとは言えない内容については、被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合には、これらの個人情報の利用について黙示による包括的な同意が得られているものとして扱われます。なお、「医療費と給付金支給額のお知らせ」につきましては、加入者本人だけでなく、家族の方にかかわる事項となりますので、家族の方も対象となります。

1. 「医療費と給付金支給額のお知らせ」を事業主経由で被保険者へ通知すること（現行どおり）
2. 「医療費と給付金支給額のお知らせ」を被扶養者（家族）分を含めて通知すること（現行どおり）
3. 法定・付加給付（埋葬料、傷病手当金、出産育児一時金及び出産手当金等）を事業主経由で行うこと（現行どおり）
4. 高額療養費を本人の申請によらず自動払いとし、事業主経由で行うこと（現行どおり）
5. 市区町村等の医療費助成があるレセプトについて、付加給付が重複しないようにするために、
 - ①健保組合から医療機関へ窓口負担の有無を照会すること（現行どおり）
 - ②健保組合から市区町村等に医療費助成の有無を照会すること（現行どおり）
6. 健保組合の行う保健事業において、被保険者より請求される各種補助金申請による補助金を事業主経由で行うこと（現行どおり）

〔個人情報保護法において第三者提供に該当しない場合〕

1. 法第23条（第三者提供の制限）第1項に該当する除外例にあたる場合
 1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
2. 法第23条第4項第1号に基づき、健保組合が理事会において決裁を得た事業者へ直接契約により業務委託を行う場合
3. 法第23条第4項第3号に基づき、当健保組合が保有する個人データ項目を共同利用する場合：
健保組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合で高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、レセプトのコピーと当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記載した「交付金交付申請総括明細書」を健保連・共同事業一課に提出します。

(イ) 共同利用する個人データ項目：

- ・前記の「交付金交付申請総括明細書」の記載事項のほか、請求金額が1千万円以上のレセプトについては、レセプト記載データの全ての項目

(ロ) 共同利用する者の範囲：

- ・日本アイ・ビー・エム健康保険組合（常務理事及びレセプト担当者）
- ・健康保険組合連合会（共同事業一課）
- ・業務委託先：(財)社会経済生産性本部・社会情報システム部及び協力会社

(ハ) 利用する者の利用目的：

- ・当組合においては、高額事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健康保険組合連合会・共同事業一課においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。又、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

(ニ) 管理責任者：

- ・日本アイ・ビー・エム健康保険組合（常務理事）
- ・健康保険組合連合会（共同事業一課長）

(3) 当健保組合が業務遂行のため保有する個人情報 (2/16/2007被保険者レセプト情報「個人情報の内容」に「薬剤名称」を追記)

個人情報の種類		個人情報の内容
被 保 険 者	被保険者適用情報	記号・番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、当初資格取得日、資格喪失日、標準報酬月額、報酬実績、被保険者住所（資格取得時）、賞与額、育児休業開始日、育児休業終了日
	任意継続被保険者適用情報	記号・番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日、資格喪失時の標準報酬月額、被扶養者の有無、被保険者住所、被保険者連絡先（電話番号）
	特例退職被保険者適用情報	記号・番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日、被扶養者の有無、被保険者住所、被保険者連絡先（電話番号）
	被保険者現金給付情報	記号・番号、氏名、生年月日、住所、電話番号、振込先銀行名・振込口座番号、受診医療機関名、受診年月、傷病名、給与所得、基礎年金番号、年金額、医療費、装具装着日、装具購入費用、前年度所得（非課税者のみ）、移送費用、証明先医療機関名、労務不能期間、労務不能期間に受けた給与、労務不能期間の出勤状況、出産日、出産予定日、出生児数、出生児名、続柄、死亡年月日、死亡原因（病名）、除籍謄本記載内容、埋葬に要した費用（埋葬料のみ）、請求者住所、請求者住所（本人死亡のとき）、請求者振込銀行名、請求者振込口座番号
	被保険者レセプト情報	本人・家族区分、診療区分、保険者番号、記号・番号、給付割合、診療年月、府県コード、医療機関コード、氏名、性別、生年月日、特記事項、職務上の事由、医療機関の所在地・名称、診療科、傷病名、診療開始日、転帰、診療実日数、決定点数、公費点数、一部負担金額、患者負担金額、外来負担金額、入院負担金額、公費金額、薬剤名称、薬剤負担金額、薬剤負担金額公費分、食事療養日数、食事療養日数公費分、食事療養決定額、食事療養決定額公費分、食事療養標準負担額、食事療養標準負担額公費分、診療内容、画像（レセプト画像）
	被保険者健康診断情報	記号・番号、氏名、住所、生年月日、電話番号、事業所名、社員番号、受診費用、健診別給種コード、健診未実施項目、健診種目名、健診受診日、健診機関名、健診機関所在地、画像（レントゲン写真）、相談・指導内容、所見、保健師・看護師名、緊急薬・常備薬購入記録、疾病既往歴、家族既往歴
	被保険者柔道整復情報	記号・番号、氏名、生年月日、施術柔道整復師名、施術年月、施術金額、傷病名、柔道整復師の振込先銀行名・口座番号
	高齢受給者（70～74歳）負担割合に関する適用情報	記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所、公的年金収入金額、給与収入額、その他の収入額、被扶養者の有無
	被保険者介護保険適用情報	記号・番号、氏名、生年月日、性別、40歳到達日、65歳到達日、介護保険被保険者区分、介護保険適用除外該当日、介護保険適用除外不該当日、海外出国年月日、帰国年月日、市区町村に対する転出・転入届提出日
	保健事業に係わる被保険者利用情報	記号・番号、被保険者氏名、利用者（又は受診者）氏名、利用者（又は受診者）生年月日、本人・家族の別、続柄、受診病院名、受診病院電話番号、健診料金額、社内郵便番号、事業所（本人）電話番号、支給対象金額、補助金決定額、健診の種類、年齢、住所、自宅電話番号、利用保養施設名、保養施設利用年月日、宿泊日数、BMI計測値（身長、体重）、加算申請値（自己評価項目）
被 扶 養 者	被扶養者適用情報	氏名、生年月日、性別、被保険者との続柄、職業（勤務先、学校名等）、月平均収入額、同居・別居の別、被扶養者資格認定日、被扶養者資格喪失日、遠隔地被扶養者住所
	任意継続被扶養者適用情報	任意継続被保険者適用情報と同じ
	特例退職被扶養者適用情報	特例退職被保険者適用情報と同じ
	被扶養者現金給付情報	氏名、生年月日、被保険者との続柄、振込先銀行名・口座番号、受診医療機関名、受診年月、傷病名、前年度所得（非課税者のみ）、医療費、装具装着日、装具購入日、出産日、出産予定日、出生児数、出生児名、続柄、死亡年月日、死亡原因（病名）、除籍謄本記載内容
	被扶養者レセプト情報	被保険者レセプト情報と同じ
	被扶養者健康診断情報	被保険者健康診断情報と同じ
	被扶養者柔道整復情報被	扶養者氏名、被扶養者生年月日、被保険者との続柄、その他は被保険者柔道整復情報と同じ
	高齢受給者（70～74歳）負担割合に関する被扶養者適用情報	被扶養者氏名、被扶養者の公的年金収入金額、被扶養者の給与収入額、被扶養者のその他収入額
	被扶養者介護保険適用情報	被保険者介護保険適用情報と同じ
	保健事業に係わる被扶養者利用情報	保健事業に係わる被保険者利用情報と同じ（但し、被保険者のみ対象となるものを除く）

〔個人データの訂正等、利用の停止等に関する手続をする場合〕

法第19条において、「個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない」とされています。また、法第26条及び法第27条において、それぞれ保有する個人データの訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）や利用の停止、利用の取消し（以下「利用の停止等」という。）についてその求めが適正であると認められた場合にはこれに応じなければならないこととされていますが、当健保組合ではその手続を以下のとおり定めます。

なお、健保組合が保有する加入者の個人データは、健康保険法に基づく届出等により保有するものが大半であり、健康保険法では任意継続被保険者や特例退職被保険者を除き、事業所ごとの強制加入となっており、原則として加入者の申し出で削除や消去はできません。訂正、追加につきましては、これまで同様に「…変更（訂正）届」等を提出していただくこととなります。残る権利として、個人データの利用停止等がありますが、仮に、個人情報の利用停止を申し出られても、多くの場合、結果として給付が受けられなくなったり、健診が受けられなくなったり、他の保健事業についても加入者の受益が損なわれるおそれがあります。

- ①要求方法：書面によること。（口頭、電話、FAX、メール等は不可）但し、通常の訂正等についてはこれまでどおり、所定の届出書で提出されること。
- ②宛先：日本アイ・ビー・エム健康保険組合 常務理事
- ③必須記入事項：要求者氏名、要求日時、要求内容、理由
注）要求内容は、個人データを特定しその全部又は一部であることを明示のうえ可能な限り詳細に記入ください。

〔個人データの開示に関する手続をする場合〕

法第25条、第29条及び政令第507号第7条、第8条において、当健保組合が保有する個人データの開示等の要求に関する手続を定めることとなっておりますが、当健保組合ではその手続を以下のとおり定めます。但し、レセプトの開示に関しては、平成9年6月25日付け厚生労働省指針に基づいて処理されます。

- ①開示要求者：本人又はその代理人
- ②代理人：（ア）未成年者又は成年被後見人の法定代理人
（イ）開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人
- ③開示要求方法：書面によること。（口頭、電話、FAX、メール等は不可）
- ④宛先：日本アイ・ビー・エム健康保険組合 常務理事
- ⑤必須記入事項：開示要求者氏名（代理人による要求の場合は、その氏名も記載）、要求日時、開示要求個人データ（全部または期間等による一部等を特定する）
- ⑥添付必要書類：本人（又は代理人）であることを証明する書類

日本アイ・ビー・エム健康保険組合

まい・へるす No. 17 2005年3月22日発行

発行人：竹本 恵亮 編集人：今沢 精次

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町6番2号 マックスビル別館2階（社内郵便番号）HZD-YY1
